

防大教第627号  
平成12年6月7日

各 部 長  
学術情報センター長 殿  
各 学 群 長

防 衛 大 学 校 長

学術研究委員会の設置について（通達）

改正 平成12年7月11日防大教第736号	平成17年3月31日防大総第505号
平成19年1月9日防大総第7号	平成21年3月31日防大総第542号
平成24年4月6日防大総第525号	平成28年3月31日防大総第427号
平成30年3月30日防大総第346号	

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

## 記

### 1 設置

防衛大学校における学術研究等に関する事項を審議するため、学術研究委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### 2 構成

委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 先端学術推進機構長
- (2) 副委員長 教務部長
- (3) 委員

ア 理工学研究科長及び総合安全保障研究科長

イ グローバルセキュリティセンター長

ウ 各学群の代表として防衛大学校長（以下「学校長」という。）が指名する  
教授各1名

エ その他学校長の指名する者

- (4) 委員長は、必要があると認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

### 3 審議事項

委員会は、学校長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学術研究の促進に関する事項
- (2) 研究成果及び評価に関する事項
- (3) その他、委員長が必要と認めた学術研究に関する事項

### 4 部会

- (1) 委員会に、学校長が別に定める部会を置くことができる。
- (2) 部会は、学校長が指名する部会長及び部会員をもって構成する。

### 5 開催

委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会務を統括する。

### 6 任期

第2項第3号ウ及びエの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

### 7 学群長会議に対する報告

委員会で審議が終了した事項のうち、特に必要と認めた事項の審議結果を学群長会議に報告するものとする。

### 8 庶務

委員会の庶務は、先端学術推進機構事務室において行う。

### 9 委任規定

この通達に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。